

地域デマンド交通（ハイヤー等）制度をさらに使いやすく！

1. 制度概要について

令和7年4月以降、地域交通の充実に向けて、次のとおり地域内公共交通ネットワークづくりを進めています。

- ①幌延地区：天塩ハイヤー(株)によるハイヤー運賃等低廉化事業
- ②問寒別地区：NPO法人ミナといかんの自家用有償旅客運送事業
 - ・これらは、誰でも回数に制限なく割安な料金で利用できる地域デマンド交通（予約運行）です。
 - ・対象者は、地域住民と地域来訪者で、乗降した区間ごとに設定された料金を車内で支払います。
- ③幌延町全域：ハイヤー運賃等助成制度（高齢者等交通費助成事業）
 - ・日常生活の移動が困難な70歳以上の高齢者等の料金は、①・②からさらに軽減されます。
 - ・世帯状況、居住地によってチケットを配付して、チケット枚数分まで乗車時に運賃等が助成されます。

①幌延地区：ハイヤー運賃等低廉化		②問寒別地区：自家用有償旅客運送	
- 運行主体：天塩ハイヤー(株) - 範囲：幌延市街地と周辺集落		- 運行主体：NPO法人ミナといかん - 範囲：問寒別地区、天塩中川駅	
③(幌延町全域) ハイヤー運賃等 助成制度	一般	ア.運賃等3,260円(郊外⇄市街地)※問寒別地区は委託費用総額	
		イ.利用料1,000円(自己負担)	ウ.町委託料2,260円
	高齢者等	エ.利用料100円 ※最終負担	オ.町委託料900円
一般：①・②地域デマンド交通 高齢者等：③ハイヤー運賃等助成制度			
【費用総額と利用料（実費負担）・町負担のイメージ例】			
高齢者等は、①と②の料金「イ」の1,000円を基準に、さらに③ハイヤー運賃等助成制度で負担軽減された最終自己負担額「エ」の100円を支払います。			

①～③のサービスを利用したい対象者（町民）は、事前に役場等での申請が必要です。

2. ハイヤー運賃等助成制度の改正について

昨年実施したデマンド交通実証運行による利用者の声やアンケート、町政懇談会等でいただいた利用者等からの要望に基づき、次のとおり利便性向上のための仕組みづくりを進めています。

○改正1：配付する年間チケット枚数を増やしました！（4月改正）

- ・ハイヤー運賃等低廉化制度（①）の恩恵が少ない市街地（①制度が無くて市街地はチケット1枚100円で利用できる）に多めに配分しました。

居住地／区分	単身世帯	複数世帯
幌延市街地、問寒別地区	36→72枚/人	24→36枚/人
上記以外の地区	84→108枚/人	56→72枚/人

○改正2：配付チケットを家族内で共通化し、家族全員で使用可能とします！（10月改正）

- ・これまで、同一世帯でも対象者限りでチケットを使用する仕組みだったため、夫のチケットが無くなっても、夫は妻の余っているチケットを使用できませんでした。
- ・10月の改正で、チケットは個々に配付されますが、家族内で通算してチケットを使用できるため、夫のチケットが無くなり妻のチケットが余っている場合、夫が妻の分を使用できるようになります。

(例)夫婦同一世帯で夫が50枚相当のチケットを利用する場合			
世帯A		夫(年50枚相当分使用)	妻(年間使用なし)
R7.	配付	夫に36枚	妻に36枚
9月	使用	夫は36枚のみ使用可	×夫が妻分使用は不可
10月	配付	世帯に72枚(夫36,妻36)	
から	使用	夫が50枚使用可(夫が妻の14枚も使用可)	

問い合わせ先:住民生活課 地域対策係 電話 5-1112(152・155) 告知端末機 5-8812